



令和8年4月20日

午後2時

奨学金の返還に対する補助金を交付します

若者の地元定着や市内事業所などで働く人材を確保するため、次のとおり奨学金の返還に対する補助金を交付します。

- 1 目的 若者の地元定着および市内事業所における人材確保を図るため、奨学金の貸与を受け、学校などを卒業し、市内の事業所などに勤務する保育士などに対し、奨学金の返還額の一部を補助する。
- 2 対象者（次の①～⑦のいずれにも該当する人）
 - ① 令和8年度末時点の年齢が18歳から39歳までである
 - ② 一関市に住所を有し、令和8年度末まで継続して居住している
 - ③ 返還義務のある奨学金の貸与を受け、学校などを卒業した
 - ④ 3の対象職種などのいずれかに該当し、令和8年度末まで継続して市内の事業所に勤務するまたは継続して事業を行う
 - ⑤ 市税および奨学金返還金を滞納していない
 - ⑥ 奨学金の返還に関する他の補助を受けていない
 - ⑦ 公務員ではない（市立の保育園などで勤務する会計年度任用職員は対象）
- 3 対象職種など（次の①～⑥のいずれかに該当する人）
 - ① 保育士、幼稚園教諭、児童指導員
 - ② 看護師、准看護師、助産師、保健師、歯科衛生士
 - ③ 農林業従事者
 - ④ 起業者
 - ⑤ 事業承継者

- ⑥ 市内に所在する高等教育機関（短期大学、高等専門学校、専門学校）を卒業し、市内の事業所で働く者

4 対象となる奨学金

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・ あしなが育英会奨学金
- ・ 交通遺児育英会奨学金
- ・ 市町村が貸与する奨学金
- ・ その他市長が認める奨学金（母子父子寡婦福祉資金貸付金制度（修学資金）など）

5 補助金額

令和8年度に返還すべき奨学金の額の2分の1以内の額（上限12万円）

※ 対象職種などの⑥（市内に所在する高等教育機関を卒業し、市内の事業所で働く者）に該当する者は、令和8年度に返還すべき奨学金の額（上限12万円）

6 補助対象期間

奨学金を返還している期間とし、年間上限は12カ月、合計期間は60カ月まで

7 申請期間

5月1日（金）から12月25日（金）まで

8 申請方法

- ・ 申請書と必要書類を添えて、政策企画課に郵送、持参またはオンラインで申請を受付
- ・ 申請書の様式やオンライン申請の方法は市ホームページに掲載しています。

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2

市長公室政策企画課 課長 菊川

電話：(0191) 21-8641 FAX：(0191) 21-2164

メールアドレス：seisaku@city.ichinoseki.iwate.jp